

令和7年度にしおワクワク体験塾業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度にしおワクワク体験塾業務

2 業務目的

西尾市の豊かな自然や文化、産業などを題材にした活動を通じて、子どもたちの郷土を愛する心を育成する。また、異年齢集団の中で仲間との交流や様々な体験を通して、子どもたちが健全な社会性、自主性、豊かな感性及びチャレンジ精神を習得することを目的とした、にしおワクワク体験塾を実施する。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

- (1) 西尾市内の自然や文化、産業等を生かした体験活動の企画運営
体験活動を業務期間内に原則6回以上開講するものとする。
- (2) 参加申し込みの募集、受付に関する業務
募集対象者は市内在住の小学4年生～6年生で、定員は20人以上とする。
- (3) その他目的達成のために必要な事業の実施

5 業務実施体制

- (1) 実施責任者の配置
本業務の進捗を適切に管理できる実施責任者を1人、補助者1人以上を配置すること。また、ポスター、チラシ等に問い合わせ先を記載すること。
- (2) 実施計画
体験活動の実施計画書の作成及び業務全体のスケジュール管理を行うこと。
- (3) 管理体制
本業務の実施に係る関係機関との調整や近隣等の対策が必要な場合（申請・届出等含む）はこれを行うこと。また、設備や資機材等は、特に指示がない限り調達するものとし、その費用はすべて委託金額に含めること。

(4) 体験活動実施における安全管理体制

体験活動の特性に応じ、参加者の安全確保の体制をとり損害等に対応するためイベント保険に加入すること。

(5) 費用負担

業務実施にあたり、参加者から実費程度の参加費を徴収することができるものとする。ただし、徴収する場合は、その金額と金額設定の考え方を示すこと。

なお、一人あたりの参加費の上限は 5,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

6 委託金額

720,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

7 成果物

事業実績報告書

8 留意事項

(1) 委託業務は、西尾市教育委員会と適宜協議を行い実施すること。

(2) 受託者の責任による施設等の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償すること。

(3) 本業務において、第三者（市及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、著作権の処理を行うこと。

(4) 本業務において作成される成果物の著作権、所有権、その他一切の権利は西尾市教育委員会に帰属するものとする。